

◆学校いじめ防止基本方針

長崎市立緑が丘中学校

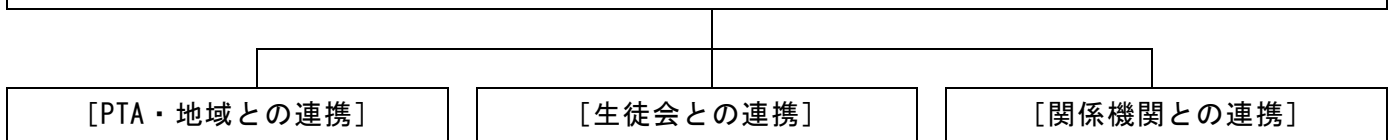
[基本理念]

- 1 緑が丘中学校からいじめ問題を追放し、根絶する。
- 2 「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を一人ひとりの生徒に徹底させ、教職員自らがそのことを自覚し、保護者や地域と連携する。
- 3 人権尊重の精神を基本に据え、全ての生徒が安心して充実した学校生活を送ることができるよう、学校内外を問わず、いじめの防止、早期発見、いじめへの対処、地域や家庭・関係機関との連携等をより実質的なものとする。
- 4 いじめ等は、子どもの心身の成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼすことから、いかなる理由によるかを問わず、これらが行われないようする。
- 5 子どもが安心して生活し学ぶことができる環境を整えるため責務を果たし、主体的かつ相互に連携して、いじめの防止に取り組む。

[目指す生徒像]

1 思いやりがあり、気持ちの優しい生徒	2 規律と正義のある生徒
一人ひとりがお互いを認め合うと共に、全ての生徒が仲間を大切に、人と人が絆で結ばれ、共に支え合う生徒	ルールやマナーを率先して守ろうとし、正しいことを貫き通す強い意志のある生徒

[いじめ対策委員会（生徒指導部）]



[いじめ防止対策推進法（平成 25 年 6 月公布）]

○ [いじめの定義：第 2 条]

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

○ [いじめの様態（例）]

- ① 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ② 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ③ ぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ④ 金品をたかられたり、隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ⑤ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ⑥ パソコンやインターネット、携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる

○ [いじめの禁止：第 4 条]

児童等はいじめを行ってはならない。

○ [学校及び学校の教職員の責務：第 8 条]

学校及び学校の教職員は、基本理念に則り、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

○ [保護者の責務：第 9 条]

保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導、その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

生徒会 [いじめ根絶のための宣言文] ～私たちからいじめゼロの長崎、そして世界へ～

- 1 行事や交流を通して、人と人との絆を深めます。
- 2 話し合いやアンケートなどでいじめを未然に防ぎます。
- 3 いじめを発見したら、学校全体で恐れず立ち向かいます。
- 4 個性を認め合い、思いやりの精神を持って人に接します

[平成 25 年 7 月 30 日 長崎市立中学校生徒会リーダー]